

乙第1号議案から
乙第22号議案まで

令和4年第3回沖縄県議会(定例会)議案 (その2)

令和4年6月14日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例	1
乙第2号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	2
乙第3号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	6
乙第4号議案	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	9
乙第5号議案	沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	13
乙第6号議案	沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	15
乙第7号議案	沖縄県犯罪被害者等支援条例	16
乙第8号議案	沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例	21
乙第9号議案	沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	22
乙第10号議案	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	26
乙第11号議案	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	27
乙第12号議案	財産の取得について	29
乙第13号議案	財産の取得について	30
乙第14号議案	訴えの提起について	31
乙第15号議案	車両損傷事故に関する和解等について	33
乙第16号議案	車両損傷事故に関する和解等について	35
乙第17号議案	損害賠償の額の決定について	37
乙第18号議案	沖縄県人事委員会委員の選任について	39
乙第19号議案	沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について	40
乙第20号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について	42

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第21号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について	43
乙第22号議案	沖縄県公害審査会委員の任命について	44

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 令和4年7月1日から同年9月29日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事及び副知事に対する給料月額を支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の15を、副知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給料月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和3年度の国庫支出金の請求に係る事務処理手続の誤認等が重ねて発生したことにより公務に対する県民の信頼を損ねたことに鑑み、令和4年7月1日から同年9月29日までの間において、知事及び副知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項の次に次のように加える。

<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 99,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 500平方メートル以下の建築物 230,000円</p> <p>(i) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 364,000円</p> <p>(ii) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 722,000円</p> <p>(iii) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 1,298,000円</p> <p>(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 2,241,000円</p> <p>(v) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 4,161,000円</p> <p>(vi) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 5,976,000円</p>
----------------------------	--	---

		(7) 30,000平方メートルを超える建築物 7,343,000円
確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 21,000円 イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 500平方メートル以下の建築物 36,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 56,000円 (ロ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 92,000円 (ハ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 145,000円 (ニ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 219,000円 (ホ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 370,000円 (ヘ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 468,000円 (7) 30,000平方メートルを超える建築物 531,000円

別表第3住宅性能評価書を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項の次に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画変更	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
----------------	-------------------------------	-----------------------

認定申請手数料	づく長期優良住宅維持保全計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものを除く。）の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅の場合 49,500円 イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の項金額の欄イ(7)から(8)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額
確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更（変更部分について住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものに限る。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 10,500円 イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、確認書又は住宅性能評価書を添えた長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の項金額の欄イ(7)から(8)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

別表第3長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料等の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改め、同条中「が同法第231条の2の2」を「又は法第747条の8第1項に規定する機構指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者等」という。）が地方自治法第231条の2の2の規定又は法第747条の7」に、「当該指定納付受託者が同法」を「当該指定納付受託者等が地方自治法」に改め、「第231条の2の5第1項の規定」の次に「又は法第747条の10第1項の規定」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「を当該指定納付受託者」を「を当該指定納付受託者等」に改める。

第24条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第28条第1項ただし書中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第34条第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第58条第1項及び第2項中「第7条」を「第6条の7第1項」に改め、同条第4項中「第7条の2」を「第6条の8」に改める。

第68条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（法第73条の4から法第73条の7までの規定又は第63条の規定の適用を受ける場合及び不動産登記法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第68条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し申告書の提出を求めることができる。

第72条第2項中「第68条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

第76条中「によつて」を「により」に改める。

第80条第2項中「第68条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せてこれを」を削る。

附則第5条の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第20条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第58条、第76条及び附則第20条第1項の改正規定 公布の日

(2) 附則第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年1月1日

(3) 第15条の2、第68条、第72条第2項及び第80条第2項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和5年4月1日

(4) 第24条の2及び第28条第1項ただし書の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の附則第5条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の沖縄県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度

分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 改正後の第68条、第72条第2項及び第80条第2項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得後60日以内に登記の申請をした者について不動産取得税に係る申告書の提出を要しないこととするほか、個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改める。

第3条中「第6条第5項」を「第6条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「沖振法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め、「。以下「省令」という。」を削り、「者」を「認定事業者（沖振法第8条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改める。

第4条中「第28条第5項」を「第28条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業」を「沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業」に、「（昭和32年法律第26号）第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項」を「第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項」に、「者」を「認定事業者（沖振法第31条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第5条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令和4年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項

に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画」に、「製造業等又は」を「沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する」に、「者（沖振法第35条の3第4項の規定による認定を受けた者に限る。）」を「認定事業者（沖振法第36条に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第1号イ及び第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第6条中「第41条第5項」を「第41条第4項」に、「令和4年3月31日までの期間に、」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する」に、「者」を「認定事業者（沖振法第50条第1項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に改める。

第7条中「令和4年3月31日までの間に、」を「令和7年3月31日までの間に、沖振法第55条の4第8項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に従って、」に、「1,000万円」を「500万円」に、「100万円を超えるものを新設」を「50万円を超えるものを新設」に、「者」を「認定事業者（沖振法第55条の4第6項に規定する認定事業者をいう。）」に改め、同条第3号イ中「機械」を「アに掲げるもののほか、機械」に、「100万円」を「50万円」に改める。

第8条中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「1,000万円を超えるもの（」を「500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下この条及び次条第1項において「資本金の額等」という。）が1,000万円を超え5,000万円以下である法人（新設又は増設をするものに限る。）にあつては1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円を超える法人にあつては2,000万円とする。）以上のもの（同条第12項に規定する確認がある場合に限る。）に、「を新設し、又は増設した者」を「の新設、改修（沖振法第88条に規定する改修に限る。）又は増設をした者（資本金の額等が5,000万円を超える法人にあつては、新設又は増設をした者）」に改める。

第9条第1項中「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号」に、「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）」を「資本金の額等」に改める。

第10条中「、水産業又は薪炭製造業（離島の地域内における薪炭製造業に限る。）」を

「又は水産業」に改める。

第12条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条から第8条まで及び第12条の規定は、令和4年4月1日以後に施設又は設備を新設し、改修し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に施設又は設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した場合においては、当該施設は、令和4年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

4 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に改正法第1条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」という。）第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の

用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。

- 5 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 6 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に旧法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 7 令和4年4月1日から同年9月30日（その日までに、新法第55条の2第4項の規定による経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）までの間に旧法第55条の2第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合においては、当該設備は、同年3月31日において新設し、又は増設したものとみなす。
- 8 この条例の施行の日前に離島の地域内において薪炭製造業を行う個人に係る事業税の課税免除については、なお従前の例による。
- 9 改正前の第12条に規定する中小連結法人については、改正後の第12条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域の区域内等における県税の課税免除及び不均一課税の措置に関する規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第10条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第14条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公職選挙法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担の限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表浦添市の項中「133人」を「141人」に改め、同表宮古島の項中「124人」を「130人」に改め、同表大宜味村の項中「18人」を「19人」に改め、同表渡嘉敷村の項中「3人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

令和4年6月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

市町村長から聴取した意見を踏まえ、市町村の実情に応じた民生委員の定数とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本的な事項を定めるとともに、当該施策の策定に犯罪被害者等その他関係者の意見を反映するための措置を講ずることにより、犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。